

総理府令第百三十二号

資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二百三条第一項の規定に基づき、特定目的信託財産の貸借対照表、損益計算書、信託財産の管理及び運用に係る報告書並びに附属明細書に関する規則を次のように定める。

平成十二年十一月十七日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 福田 康夫

特定目的信託財産の貸借対照表、損益計算書、信託財産の管理及び運用に係る報告書並びに附属明細書に関する規則

目次

第一章 総則（第一条 - 第十二条）

第二章 貸借対照表（第十三条 - 第五十七条）

第三章 損益計算書（第五十八条 - 第七十一条）

第四章 信託財産の管理及び運用に係る報告書（第七十二条）

第五章 附属明細書（第七十三条・第七十四条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 資産の流動化に関する法律（以下「法」という。）第二百三条第一項に規定する貸借対照表、損益計算書、信託財産の管理及び運用に係る報告書並びに附属明細書の記載方法は、この府令の定めるところによるほか、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

（定義）

第二条 この府令において「特定資産」、「資産の流動化」、「特定目的信託」、「資産信託流動化計画」、「受益証券」、「受託信託会社等」、「代表権利者」、「特定信託管理者」、「特定目的信託契約」、「原委託者」、「元本持分」又は「利益持分」とは、それぞれ法第二条、第六十二条、第六十三条又は第六十五条に規定する特定資産、資産の流動化、特定目的信託、資産信託流動化計画、受益証券、受

託信託会社等、代表権利者、特定信託管理者、特定目的信託契約、原委託者、元本持分又は利益持分をいう。

2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 社債的受益権 法第百六十九条第四号に規定する、信託期間中の金銭の分配についてあらかじめ定められた金額の分配を受ける種類の受益権

二 社債的受益権以外の受益権 前号に掲げる種類以外の種類の受益権

(原則)

第三条 貸借対照表及び損益計算書は、特定目的信託の財産及び損益の状態を正確に判断することができるよう明瞭^{りょう}に記載しなければならない。

2 信託財産の管理及び運用に係る報告書は、特定目的信託の状況を正確に判断することができるよう明瞭^{りょう}に記載しなければならない。

3 前二項の規定は、附属明細書に準用する。

第四条 流動資産については、その信託価額を付さなければならない。ただし、時価が信託価額より著しく

低いときは、その価格が信託価額まで回復するものと認められる場合を除き、時価を付さなければならない。

2 前項の規定は、時価が信託価額より低いときに時価を付するものとするを妨げない。

第五条 固定資産については、その信託価額を付して毎年一回一定の時期に相当の償却を行い、予測することができない減損が生じたときは相当の減額をしなければならない。

第六条 金銭債権については、その債権金額を付さなければならない。ただし、債権金額より高い価額で信託財産として取得したときは相当の増額を、債権金額より低い価額で信託財産として取得したときその他相当の理由があるときは相当の減額をすることができる。

2 前項の場合において、金銭債権について取立不能のおそれがあるときは、取り立てることができない見込額を控除しなければならない。

3 第一項の規定にかかわらず、市場価格がある金銭債権については、時価を付するものとすることができる。

第七条 社債については、その信託価額を付さなければならない。ただし、その信託価額が社債の金額と異

なるときは、相当の増額又は減額をすることができる。

- 2 第四条第一項ただし書及び第二項並びに前条第三項の規定は市場価格がある社債について、同条第二項の規定は市場価格がない社債について、それぞれ準用する。
- 3 前二項の規定は、国債、地方債その他の債券について準用する。

第八条 株式については、その信託価額を付さなければならない。

- 2 第四条第一項ただし書及び第二項並びに第六条第三項の規定は、市場価格がある株式について準用する。
- 3 市場価格がない株式については、その発行会社の資産状態が著しく悪化したときは相当の減額をしなければならない。
- 4 第一項及び前項の規定は、有限会社の社員の持分その他出資による持分について準用する。

(会計方針の注記等)

第九条 資産の評価の方法、固定資産の減価償却の方法、重要な引当金の計上の方法その他の重要な貸借対照表又は損益計算書の作成に関する会計方針は、貸借対照表又は損益計算書に注記しなければならない。

ただし、第四条から前条までに規定する評価の方法その他その採用が原則とされている会計方針について

は、この限りでない。

2 貸借対照表又は損益計算書の作成に関する会計方針を変更したときは、その旨及びその変更による増減額を貸借対照表又は損益計算書に注記しなければならない。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨又は変更による増減額の記載を要しない。

3 前項の規定は、貸借対照表又は損益計算書の記載方法を変更したときに準用する。

(注記の記載方法)

第十条 貸借対照表又は損益計算書に記載すべき注記は、貸借対照表又は損益計算書の末尾に記載しなければならない。ただし、他の適当な箇所に記載することを妨げない。

2 特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載しなければならない。

(注記の追加)

第十一条 この府令で定めるもののほか、貸借対照表又は損益計算書により特定目的信託の財産及び損益の状態を正確に判断するために必要な事項は、貸借対照表又は損益計算書に注記しなければならない。

(金額の表示の単位)

第十二条 貸借対照表、損益計算書及び附属明細書に記載すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示することができる。

第二章 貸借対照表

(区分)

第十三条 貸借対照表には、資産の部、負債の部及び元本等の部を設け、各部にはその部の合計額を記載しなければならない。

(資産の部)

第十四条 資産の部には、特定資産の部及びその他の資産の部を設け、各部にはその部の合計額を記載しなければならない。

(特定資産の部)

第十五条 特定資産は、特定資産の部に記載しなければならない。

2 特定資産の部は、流動資産、固定資産及び繰延資産の各部に区分し、固定資産の部は、更に有形固定資産、無形固定資産及び投資等の各部に区分しなければならない。

3 前項の各部分は、有価証券、買入指名金銭債権、建物、特許権その他の特定資産の部に記載すべき資産の性質を示す適当な名称を付した科目に細分しなければならない。

4 法第百六十五条第一項第二号の規定により資産信託流動化計画に記載すべき特定資産の価額は、注記しなければならない。

(その他の資産の部)

第十六条 特定資産以外の資産(信託期間中における特定資産の管理又は処分により得られる利益を含む。

)は、その他の資産の部に記載しなければならない。ただし、法第二百五条の規定により特定資産とすることとされた利益については、この限りでない。

2 その他の資産の部は、流動資産、固定資産及び繰延資産の各部に区分し、固定資産の部は、更に有形固定資産、無形固定資産及び投資等の各部に区分しなければならない。

3 前項の各部分は、現金及び預金、受取手形、建物その他のその他の資産の部に記載すべき資産の性質を示す適当な名称を付した科目に細分しなければならない。

(営業未収入金等)

第十七条 営業未収入金、受取手形その他営業取引によって生じた金銭債権は、流動資産の部に記載しなければならない。ただし、これらの金銭債権のうち破産債権、更生債権その他これらに準ずる債権で決算期後一年以内に弁済を受けられないことが明らかなものは、投資等の部に記載しなければならない。

(預金等)

第十八条 預金その他前条に掲げる金銭債権以外の金銭債権で、その履行期が決算期後一年以内に到来するもの又は到来すると認められるものは、流動資産の部に記載しなければならない。ただし、当初の履行期が一年を超えるもの又は超えると認められたものは、投資等の部に記載することができる。

(取立不能の見込額)

第十九条 第十七条及び前条の規定により流動資産の部に記載された金銭債権について取立不能のおそれがある場合には、その金銭債権が属する科目ごとに、取立不能の見込額を控除する形式で記載しなければならない。ただし、取立不能の見込額を控除した残額のみを記載することを妨げない。

- 2 前項ただし書の場合においては、取立不能の見込額を注記しなければならない。
- 3 その他の資産の部に記載すべき資産については、取立不能の見込額は、二以上の科目について一括して

記載することを妨げない。

(短期保有の株式等)

第二十条 市場価格のある株式及び社債（国債、地方債その他の債券を含む。以下同じ。）のうち、特定資産の部に属し資産信託流動化計画に従って決算期後一年以内に処分する目的で保有するものは、流動資産の部に記載しなければならない。ただし、当初一年を超えて保有する目的で取得したものは、投資等の部に記載することができる。

2 市場価格のある株式及び社債のうち、その他の資産の部に属し時価の変動により利益を得る目的で保有するものは、流動資産の部に記載しなければならない。

3 決算期後一年以内に償還期限の到来する社債（前二項に規定する社債を除く。）は、流動資産の部に記載しなければならない。ただし、当初の償還期限が一年を超えるものは、投資等の部に記載することができる。

4 前条の規定は、前項の社債のうち市場価格のないものに準用する。

(自己の受益権)

第二十一条 自己の受益権は、流動資産の部に特別の科目を設けて記載しなければならない。

(前払費用)

第二十二条 費用の前払で決算期後一年以内に費用となるものは、流動資産の部に記載しなければならない。

ただし、当初一年を超えた後に費用となるものとして支出されたものは、投資等の部に記載することができる。

(繰延税金資産)

第二十三条 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金資産は、流動資産の部に記載しなければならない。特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産で決算期後一年内に取り崩されると認められるものについても、同様とする。

(時価が著しく低い場合の注記)

第二十四条 重要な流動資産につきその時価が信託価額より著しく低い場合において、信託価額を付したときは、その旨を注記しなければならない。

2 前項の規定は、市場価格のある株式及び社債に準用する。

(有形固定資産の償却)

第二十五条 有形固定資産は、その資産が属する科目ごとに、減価償却累計額を控除する形式で記載しなければならない。ただし、減価償却累計額を控除した残額のみを記載することを妨げない。

2 前項ただし書の場合においては、減価償却累計額を注記しなければならない。

3 その他の資産の部に記載すべき資産については、減価償却累計額は、二以上の科目について一括して記載することを妨げない。

(建設中の有形固定資産等)

第二十六条 建設中又は製作中の有形固定資産は、特別の科目を設けて記載しなければならない。

(無形固定資産の償却)

第二十七条 無形固定資産については、償却額を控除した残額を記載しなければならない。

(償却年数等の変更の注記)

第二十八条 固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨を注記しなければならない。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。

(リースにより使用する固定資産)

第二十九条 リース契約により使用する重要な固定資産は、注記しなければならない。ただし、資産の部に計上するものは、この限りでない。

(所有権が留保された固定資産)

第三十条 割賦販売等により購入した重要な固定資産の所有権が売主に留保されているときは、その旨及び代金未払額を注記しなければならない。ただし、他の資産又は他の債務と区別して記載するときは、この限りでない。

(長期前払費用)

第三十一条 第二十二条の規定により流動資産の部に記載された費用の前払以外の費用の前払は、投資等の部に記載しなければならない。

(長期繰延税金資産)

第三十二条 第二十三条の規定により流動資産の部に記載された繰延税金資産以外の繰延税金資産は、投資等の部に記載しなければならない。

(長期金銭債権)

第三十三条 第十七条及び第十八条の規定により流動資産の部に記載された金銭債権以外の金銭債権は、投資等の部に記載しなければならない。

2 第十九条の規定は、前項の金銭債権に準用する。

(代表権利者等に対する金銭債権)

第三十四条 代表権利者又は特定信託管理者との間の取引による代表権利者及び特定信託管理者に対する金銭債権は、その総額を注記しなければならない。

(長期保有の株式等)

第三十五条 第二十条の規定により流動資産の部に記載された株式及び社債以外の株式及び社債は、投資等の部に記載しなければならない。

2 前項の規定は、有限会社の社員の持分その他出資による持分に準用する。

3 第十九条の規定は、第一項の規定により投資等の部に記載すべき社債のうち市場価格のないものに準用する。

(外貨建ての資産)

第三十六条 重要な資産が外貨建てであるときは、その旨を注記しなければならない。ただし、特定目的信託の財産の状態を判断するため重要でないときは、この限りでない。

(繰延資産)

第三十七条 開業準備のために支出した金額は、貸借対照表の資産の部に計上することができる。この場合において、開業後五年以内に毎決算期において均等額以上の償却をしなければならない。

第三十八条 次の各号の目的のために特別に支出した金額は、貸借対照表の資産の部に計上することができる。この場合において、その支出後五年以内に毎決算期において均等額以上の償却をしなければならない。

- 一 新製品又は新技術の研究
- 二 資源の開発

第三十九条 前二条に規定する金額については、償却額を控除した残額を記載しなければならない。

(担保に供されている資産)

第四十条 資産が担保に供されているときは、その旨を注記しなければならない。

(負債の部)

第四十一条 負債の部は、流動負債及び固定負債の各部に区分しなければならない。

2 前項の各部は、営業未払金、支払手形、未払費用、借入金その他の負債の性質を示す適当な名称を付した科目に細分しなければならない。

(営業未払金等)

第四十二条 営業未払金、支払手形その他営業取引によって生じた金銭債務は、流動負債の部に記載しなければならない。

(借入金等)

第四十三条 借入金その他前条に掲げる金銭債務以外の金銭債務で、その履行期が決算期後一年以内に到来するもの又は到来すると認められるものは、流動負債の部に記載しなければならない。

(受託信託会社等に対する金銭債務)

第四十四条 受託信託会社等に対する金銭債務で流動負債の部に記載すべきものは、その金銭債務が属する科目ごとに、他の金銭債務と区別して記載しなければならない。ただし、その金銭債務が属する科目ごと

に注記することを妨げない。

(繰延税金負債)

第四十五条 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金負債は、流動負債の部に記載しなければならない。特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債で決算期後一年内に取り崩されると認められるものについても、同様とする。

(長期金銭債務)

第四十六条 第四十二条及び第四十三条の金銭債務以外の金銭債務は、固定負債の部に記載しなければならない。

2 第四十四条の規定は、前項の金銭債務に準用する。

(長期繰延税金負債)

第四十七条 第四十五条の規定により流動負債の部に記載された繰延税金負債以外の繰延税金負債は、固定負債の部に記載しなければならない。

(代表権利者等に対する金銭債務)

第四十八条 代表権利者又は特定信託管理者との間の取引による代表権利者及び特定信託管理者に対する金銭債務は、その総額を注記しなければならない。

（重要な係争事件に係る損害賠償義務等）

第四十九条 重要な係争事件に係る損害賠償義務、手形^そ遡求義務その他これらに準ずる債務（受託信託会社等が信託事務を処理するため自己に過失なくして受けた損害を含む。）は、注記しなければならない。ただし、負債の部に計上するものは、この限りでない。

（外貨建ての負債）

第五十条 第三十六条の規定は、重要な負債が外貨建てである場合に準用する。

（引当金）

第五十一条 特定の支出又は損失に備えるための引当金は、その計算期間の費用又は損失とすることが相当である額に限り貸借対照表の負債の部に計上することができる。

（引当金の部等）

第五十二条 前条に規定する引当金は、第四十一条第一項の規定にかかわらず、負債の部に別に引当金の部

を設けて記載することができる。

- 2 前項の引当金は、その計上の目的を示す適当な名称を付して記載しなければならない。
- 3 第一項の引当金で、引当金の部に記載しないものについては、前条に規定する引当金であることを注記しなければならない。

（繰延税金資産及び繰延税金負債の記載方法）

第五十三条 第二十三条の規定により流動資産の部に記載すべき繰延税金資産と第四十五条の規定により流動負債の部に記載すべき繰延税金負債とがある場合には、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として記載しなければならない。第三十二条の規定により投資等の部に記載すべき繰延税金資産と第四十七条の規定により固定負債の部に記載すべき繰延税金負債とがある場合についても、同様とする。

（元本等の部）

- 第五十四条 元本等の部は、元本及び留保金の各部に区分しなければならない。
- 2 元本等の欠損がある場合には、留保金の部を欠損金の部としなければならない。
 - 3 資産につき時価を付すものとした場合（第四条第一項ただし書及び第二項（これらの規定を第七条第二

項及び第八条第二項において準用する場合を含む。)の場合を除く。)には、その資産の評価差額金(当期利益又は当期損失として計上したものを除く。)は、第一項の規定にかかわらず、元本等の部に別に評価差額金の部を設けて記載しなければならない。

第五十五条 元本の部は、社債的受益権と社債的受益権以外の受益権とを区分して記載しなければならない。

2 社債的受益権又は社債的受益権以外の受益権について金銭の分配を受ける方法が異なる種類の受益権を定める場合(利益持分を定める場合を含む。)には、その種類ごとに区分して記載しなければならない。

3 社債的受益権以外の受益権を取崩して利益処分に充当した金額がある場合には、受益権取崩額として記載しなければならない。

4 留保金の部又は欠損金の部には、任意積立金及び次期繰越利益又は次期繰越損失を記載し、任意積立金は、その内容を示す適当な名称を付した科目に細分しなければならない。

5 次期繰越利益又は次期繰越損失については、当期利益又は当期損失を付記しなければならない。

(自己の受益権に関する注記)

第五十六条 法第二百十条第三項に規定する受益権の処分の方法及び当該処分の状況は、注記しなければならない

らない。

(未払費用等に関する注記)

第五十七条 未払費用又は前払費用のうち、信託財産に関して負担する費用として受託信託会社等が負担する費用、信託報酬又は信託財産の管理及び処分に係る業務を委託した場合のその費用に係る金額は、当該費用の性質を示す適当な名称を付して注記しなければならない。

2 前項の金額のうち、法第百八十六条、第百八十七条（第百九十二条において準用する場合を含む。）、第百九十七条（第百九十九条第五項において準用する場合であって、あらかじめ特定目的信託契約の定めにより信託財産に関して負担するものとされたときを含む。）及び第二百十条第二項の規定により信託財産に関して負担する費用として受託信託会社等が負担する費用に係る金額は、種類ごとに内訳を明らかにしなければならない。

3 第一項の信託財産に関して負担する費用として受託信託会社等が負担する費用に係る金額のうち前項以外のものは、資産信託流動化計画に記載された種類ごとに内訳を明らかにしなければならない。

第三章 損益計算書

(区分)

第五十八条 損益計算書には、経常損益の部及び特別損益の部を設け、経常損益の部は、営業損益の部及び営業外損益の部に区分しなければならない。

(経常損益の部)

第五十九条 営業損益の部及び営業外損益の部は、営業収益、営業費用その他の収益又は費用の性質を示す適当な名称を付した科目に細分しなければならない。

(営業損益)

第六十条 資産の流動化に係る業務及びその附帯業務に関する収益又は費用は、営業損益の部に記載しなければならない。

2 営業収益と営業費用との差額は、営業利益又は営業損失として記載しなければならない。

(受託信託会社等との取引高)

第六十一条 受託信託会社等との取引による取引高の総額は、営業取引によるものとそれ以外のものとを区分して、注記しなければならない。

(経常損益)

第六十二条 第六十条第二項の営業利益又は営業損失の額に、営業外収益の合計額と営業外費用の合計額を加減した額は、経常利益又は経常損失として記載しなければならない。

(特別損益の部)

第六十三条 特別損益の部には、前期損益修正損益その他の異常な利益又は損失についてその内容を示す適当な名称を付した科目を設けて記載しなければならない。

(当期損益)

第六十四条 第六十二条の経常利益又は経常損失の額に、前条の利益の合計額と損失の合計額を加減した額は、税引前当期利益又は税引前当期損失として記載しなければならない。

2 税引前当期利益又は税引前当期損失に加減すべき次の各号の額は、その内容を示す適当な名称を付して前項の税引前当期利益又は税引前当期損失の次に記載しなければならない。

一 法人税その他の税の額

二 法人税等調整額

3 税引前当期利益又は税引前当期損失の額に前項各号の額を加減した額は、当期利益又は当期損失として記載しなければならない。

(当期末処分利益又は当期末処理損失)

第六十五条 次の各号の額は、その内容を示す適当な名称を付して前条の当期利益又は当期損失の次に記載しなければならない。

一 前期繰越利益又は前期繰越損失の額

二 一定の目的のために留保した利益のその目的に従う取崩しの額

2 前条第三項の当期利益又は当期損失の額に前項各号の額を加減した額は、当期末処分利益又は当期末処理損失として記載しなければならない。

3 社債的受益権を発行している場合にあっては、当期末処分利益の額から社債的受益権に対する収益分配金を控除した額は、社債的受益権収益分配後当期末処分利益として記載しなければならない。

(利益処分計算又は損失処理計算)

第六十六条 受託信託会社等は、この条から第七十一条までの規定の定めるところにより、前条第二項及び

第三項の当期末処分利益（社債的受益権を発行している場合にあっては、社債的受益権収益分配後当期末処分利益）又は当期末処理損失に係る利益処分計算又は損失処理計算をしなければならない。

2 前項の利益処分計算又は損失処理計算の結果は、損益計算書に含めて記載するものとする。

（利益処分計算）

第六十七条 利益処分計算においては、次に掲げる科目に従って利益処分の内容を明らかにしなければならない。

一 当期末処分利益（社債的受益権を発行している場合にあっては、社債的受益権収益分配後当期末処分利益）

二 利益処分額

三 次期繰越利益

2 資産につき時価を付すものとした場合（第四条第一項ただし書及び第二項（これらの規定を第七条第二項及び第八条第二項において準用する場合も含む。）の場合を除く。）においては、その資産の評価差額金（当期利益として計上したものに限る。）は、前項第一号の当期末処分利益から当該金額を控除する形

式により、当該評価差額金を示す名称を付した科目をもって記載しなければならない。

第六十八条 社債的受益権以外の受益権を取崩して当期の利益処分に充当する場合には、当該取崩金額は、前条第一項第一号の当期末処分利益（社債的受益権を発行している場合にあっては、社債的受益権収益分配後当期末処分利益）に当該金額を加算する形式により、受益権取崩益として記載しなければならない。

第六十九条 第五十五条第四項の任意積立金を取崩して当期の利益処分に充当する場合には、当該取崩金額は、第六十七条第一項第一号の当期末処分利益（社債的受益権を発行している場合にあっては、社債的受益権収益分配後当期末処分利益）に当該金額を加算する形式により、当該積立金取崩高を示す名称を付した科目をもって記載しなければならない。

第七十条 第六十七条第一項第二号の利益処分類は、次に掲げる科目に細分しなければならない。

一 社債的受益権以外の受益権収益分配金

二 任意積立金

2 前項第一号の社債的受益権以外の受益権収益分配金は、資産信託流動化計画に記載された受益権の種類ごとに記載しなければならない。

- 3 第一項第二号の任意積立金は、その内容を示す適当な名称を付した科目に細分しなければならない。
- 4 第六十七条の利益処分により、第五十五条第三項の受益権取崩額を減算する場合には、当該減算額は受益権戻入額として記載しなければならない。

(損失処理計算)

第七十一条 損失処理計算においては、次に掲げる科目に従って損失処理の内容を明らかにしなければならない。

- 一 当期末処理損失
 - 二 任意積立金取崩額
 - 三 受益権取崩益 (第六十八条の受益権取崩益をいう。)
 - 四 受益者分配額
 - 五 次期繰越損失
- 2 前項第二号の任意積立金取崩額は、前条第三項の規定により細分された科目に従って内訳を明らかにしなければならない。

第四章 信託財産の管理及び運用に係る報告書

(信託財産の管理及び運用に係る報告書)

第七十二条 信託財産の管理及び運用に係る報告書には、次の事項その他特定目的信託の状況に関する重要な事項を記載しなければならない。

- 一 特定目的信託契約及び資産信託流動化計画の概要（その計算期間において当該特定目的信託契約又は資産信託流動化計画が変更された場合にはその変更の内容を含む。）その他資産の流動化の基本的仕組み
- 二 受益権の状況その他の特定目的信託の現況
- 三 その計算期間における営業の経過及び成果（信託財産の管理及び処分の概況、資金調達の状況並びに設備投資の状況を含む。）
- 四 過去三年間以上の営業成績及び財産の状況の推移並びにこれについての説明
- 五 受託信託会社等による信託事務の処理の状況及び受託信託会社等が対処すべき課題
- 六 その計算期間の代表権利者又は特定信託管理者の氏名又は名称及び主な職業

七 特定目的信託の受益者及び委託者の権利の行使の状況（権利者集会による場合にあっては開催時期及び決議内容、代表権利者、特定信託管理者又は各受益証券の権利者による場合にあっては行使時期及び行使内容を含む。）

八 主要な借入先、借入額及び当該借入先が有する受益権の元本持分の割合

九 法第二百十条第一項に規定する場合において取得した自己の受益権につき、その計算期間中に取得したものの種類、元本持分又は利益持分の割合及び取得価額の総額、その計算期間中に処分又は失効の続をしたものの種類、元本持分又は利益持分の割合及び処分価額の総額並びに計算期間の終了の日において保有するものの種類及び元本持分又は利益持分の割合

十 受託信託会社等が固有財産として有する受益証券の状況

十一 原委託者との関係（法第七十六条ただし書に規定する原委託者の義務に関する事項、法第二百二十三条第一項に規定する信託財産の管理及び処分に係る業務の委託に関する事項、法第二百二十五条第一項に規定する原委託者が行う受益証券の募集等に関する事項その他特定目的信託との間の取引による債権債務関係に関する事項を含む。）

十二 計算期間の終了の日後に生じた特定目的信託の状況に関する重要な事実

- 2 前項第三号の信託財産の管理及び処分の概況の記載は、特定資産の種類が二以上である場合にはその種類ごとに、信託財産の処分については貸付け、譲渡、交換又は担保提供の別ごとに、資金の借入れについてはその用途ごとにしなければならない。

第五章 附属明細書

(附属明細書)

第七十三条 附属明細書には、この府令で定めるもののほか、貸借対照表、損益計算書並びに信託財産の管理及び運用に係る報告書の記載を補足する重要な事項を記載しなければならない。

- 2 貸借対照表又は損益計算書の作成に関する会計方針を変更したときは、附属明細書にその変更の理由を記載しなければならない。ただし、変更が軽微であるときは、この限りでない。

第七十四条 附属明細書には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 元本の増減
- 二 長期借入金及び短期借入金の増減

- 三 その他の資産の部における固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細
- 四 特定資産の取得（法第二百五条の規定により利益を特定資産とすることを含む。）及び処分並びに減価償却費の明細
- 五 資産につき設定している担保権の明細
- 六 重要な係争事件に係る損害賠償債務その他の第四十九条の債務の明細
- 七 引当金の明細並びにその計上の理由及び額の算定の方法（貸借対照表に注記したものを除く。）
- 八 受託信託会社等に対する債権及び債務の明細
- 九 受託信託会社等、代表権利者又は特定信託管理者との間の取引（これらの者が第三者のためにするものを含む。）及び第三者との間の取引で特定目的信託と受託信託会社等、代表権利者又は特定信託管理者との利益が相反するものの明細
- 十 リース契約により使用する固定資産及び割賦販売等により購入した固定資産でその所有権が売主に留保されているものの明細
- 十一 特定目的信託の信託財産として取得し、又は所有している会社、特定目的会社その他の法人の発行

済株式又は出資の持分（これらに係る信託受益権を含む。）の明細（種類及び銘柄並びに発行済株式の総数又は出資の金額の総額に占める割合を含む。）

十二 会社、特定目的会社その他の法人の無限責任社員、取締役、監査役若しくは支配人又は他の特定目的信託の代表権利者若しくは特定信託管理者を兼ねる代表権利者又は特定信託管理者につきその兼務の状況の明細（重要でないものを除く。）

十三 営業収益及び営業費用の明細

- 2 前項第一号の増減の明細は、第五十五条第一項及び第二項の区分に従って記載しなければならない。
- 3 第一項第四号の明細は、特定資産の種類が二以上である場合はその種類ごとに記載しなければならない。
- 4 第一項第五号、第八号及び第十号の明細は、特定資産の部に記載された資産又は債権とその他の資産の部に記載された資産又は債権とを区分して記載しなければならない。
- 5 第一項第十二号の他の特定目的信託の営業が特定目的信託の営業と同一の部類のものであるときは、その旨を付記しなければならない。
- 6 第一項第十三号の営業費用のうち信託報酬又は信託財産の管理及び処分に係る業務の委託費用は、支払

先又は業務の種類ごとに内訳を明らかにしなければならない。

- 7 第一項第十三号の営業費用のうち信託財産に関して負担する費用として受託信託会社等が負担する費用は、第五十七条第二項又は第三項の種類ごとに細分し、当該費用の性質を示す適当な名称を付さなければならない。
- 8 前項の費用は、当該計算期間終了の日までの支払累計額を注記し、かつ、細分した種類ごとに支払累計額の内訳を明らかにしなければならない。

附 則

この府令は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）の施行の日（平成十二年十一月三十日）から施行する。